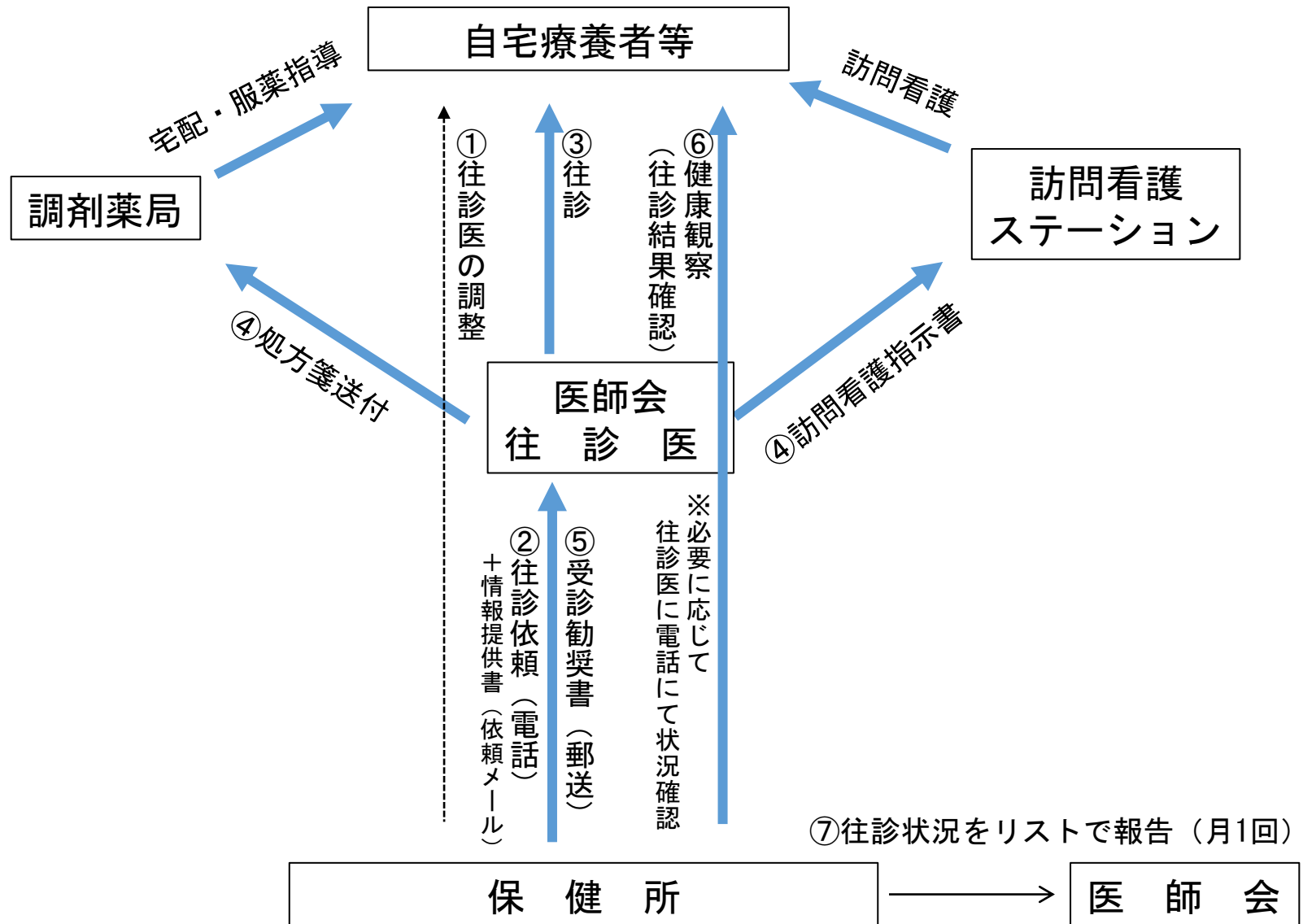


COVID-19自宅療養者等に対する医療的ケアについて



【流れ（基本）】

- ①自宅療養者（体調悪化）に往診を要請をする旨を伝え了承を得る（保健所）
- ②了承後、往診可能な往診医へ依頼（保健所）
- ③自宅療養者宅に往診（往診医）
- ④必要に応じて、薬剤処方や訪問看護の指示（往診医）
- ⑤受診勧奨書（県の補助事業先生に必要）を往診医に郵送（保健所）
- ⑥健康観察（往診結果確認）（保健所）
- ⑦往診状況をリストで報告（月1回）（保健所）

【補足等】

○往診結果の確認について

- ・保健所の健康観察で患者から往診結果を確認します。
- ※必要に応じて往診医に保健所から電話にて状況確認をさせていただきます。

○診療情報提供書の送付（往診医から保健所へ）

次の場合に保健所あてに情報提供をお願いします。

- ・保健所からの依頼ではなく、かかりつけ医等が患者から直接の依頼により往診した場合
 - ・2回目以降の往診を行った場合 等
- ※診療情報提供書の発行は、診療報酬では月1回のため、複数回の往診の場合は、まとめて作成をお願いします。

○県の補助事業について

- ・保健所の健康観察終了日以降の往診は、県の補助対象外となるのでご注意願います。
 - ・発症日を0日として、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合は、経過観察が終了となります。
- ※保健所からの依頼（電話、勧奨書）の際に、発症日をお伝えします。

○訪問看護ステーションの指示について

- ・訪問看護に係る県補助は、往診日と同日の訪問は、原則、対象外です。
- ただし、往診医療機関と異なる医療機関の訪問看護（訪問看護ステーション含む）については、対象となります。